

東京都内の精神科病院での医療関係者による患者への暴行事件についての声明

2023年2月、東京都八王子市にある滝山病院において、入院患者への暴行により看護師が逮捕されるという事件がありました。詳細は捜査の進展を待つ必要がありますが、ここ数年、全国各地の精神科病院で同様の暴行事件が発覚しているなか、今回の暴行事件においても、精神医療審査会などの既存のシステムでは改善に結び付けることができませんでした。つまり、日本の精神科医療の構造には、人権擁護に関して決定的な欠陥があるということです。

私たち東京精神保健福祉士協会および日本精神保健福祉士協会東京都支部は、精神障害のある人々の権利擁護を行う専門職である精神保健福祉士の職能団体として、国や自治体に対し、今回の事件について真相究明と厳正なる処分ともに、再発防止・精神科医療の適正運用に向けた法制度の改正を強く求めます。

また当協会は、日本精神保健福祉士協会とともに関連団体等と連携し、誰もが安心して精神科医療を当たり前を受け、権利が守られるシステムづくりのため取り組んでまいります。具体的には、障害者虐待防止法を早急に改正し、医療機関を通報義務の適用範囲に含めること、医療法のいわゆる「精神科特例」の撤廃、東京都における精神科合併医療体制の充実、さらには自治体と連携した地域移行の推進などを行っていく必要があります。

一方、東京精神保健福祉士協会として、会員にむけて今後何をすべきかを検討しました。

私たち精神保健福祉士は、自身が権利侵害を行わないことはもちろん、職場で権利侵害に遭遇したときに適切な対応ができる専門職でいなくてはなりません。そのためには研修の実施や相談窓口の開設、有識者を含めたプロジェクトチームの発足、関係機関を巻き込んだ権利擁護に関わるシステムづくりなど、実効性のある対策を考える必要があります。

会員のみなさんには、この問題を引き続き注視し、各職場や研修の場で我がこととして議論し、精神保健福祉士の連帯を深めていただきたいと思います。ソーシャルワーカーである精神保健福祉士として日頃から権利擁護の意識を持ち、社会的な責任を果たすべく現場に立てるよう、協会の今後の取り組みにご協力をお願いいたします。

2023年2月21日

一般社団法人東京精神保健福祉士協会 会長

公益社団法人日本精神保健福祉士協会東京都支部 支部長

松永 実千代